

村長選挙が行われます

8月28日(日) 投票

任期満了(9月6日)に伴う東秩父村長選挙が、8月23日に告示され8月28日に投票が行われます。

今回は、選挙日程および立候補予定者説明会等についてお知らせします。投票については、来月号で詳しく掲載します。

選挙の日程

立候補予定者説明会

7月26日(火) 午後1時30分
会場 東秩父村役場会議室

立候補届の事前審査

8月19日(金)
午前10時から正午まで
会場 東秩父村役場会議室

選挙人名簿登録基準日

8月22日(月)

選挙期日の告示

《立候補届の受付日》

8月23日(火)
午前8時30分から午後5時まで

選挙日《投票日》

8月28日(日)
午前7時から午後8時まで

選挙会《開票》

8月28日(日) 午後9時から
場所 東秩父村役場会議室

立候補予定者説明会

東秩父村選挙管理委員会では、立候補の届出を間違いなく確実に
行っていたため、7月26日(火) 午後1時30分から東秩

父村役場2階会議室で立候補予定者説明会を開催します。

村長選挙に立候補を予定されている方、ならびにその推薦者の方はお出かけください。

当日は、立候補届出や選挙運動についての説明と、立候補の届出に必要な諸用紙をお渡しいたします。

説明会の概要は次のとおりです。

立候補届の提出方法について

村選挙管理委員会

選挙運動について

県選挙管理委員会

選挙運動用自動車等について

小川警察署

選挙運動用通常はがきの使用について

日本郵便(株) 小川郵便局

立候補は満25歳から

今回の選挙で候補者になれる方は、平成3年8月29日以前に生まれた人です。

「投票できる人」が満18歳以上であるのに対し、「候補者となる方」は、年齢が満25歳以上となります。

詳しくは、村選挙管理委員会にお問合せください。

☎ 82-1226

社会を明るくする運動

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築くため、次の活動を推進します。

・行動目標

- ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう
- ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

・重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため

- 1 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと。
 - 2 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと。
 - 3 薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること。
- を重点事項とします。

問合せ さいたま保護観察所
☎ 048-861-8287

『消防ひろば』で防災体験!!

5月29日(日)、皆谷地区にて「消防ひろば」を開催しました。

「消防ひろば」は地域住民の防災に対する意識づけを図るとともに、防災訓練を通して災害時の対処について学び、自身の身を守りまたお互いに助け合うことを目的としています。当日は、通報訓練、消火訓練、けむり体験、起震車による地震体験などの催し物に参加された方々には身になる体験ができたこと喜んでいただきました。

